

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A区所在の会社B（以下「事業場」という。）に雇用され、総務部に配属されてデータ入力業務などに従事していた。

請求人によると、同月中旬に事業場に届いたワインケースを移動させる際、腰に痛みが走ったが、休むことなく出社して業務に従事していたところ、同月〇日午前11時30分頃パソコンの入った段ボール箱を移動させようとした際に手が滑り再度腰を痛み、同日午後から早退し休職となったとしている（以下「本件災害」という。）。)

請求人は、同月〇日C整形外科に受診後、平成〇年〇月〇日かかりつけのD医院に受診し「変形性腰椎症」と診断されて療養を継続した結果、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたが、請求人には、既存障害として「腰椎椎間板ヘルニア」があり、腰・左下肢の神経症状について障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、同給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、既存障害があることについて、中腰姿勢、物を持つ、長時間立ちっぱなし、長時間歩くなど腰に負担がかかる作業はできないと、事業場採用時に事業場に伝えたと述べている。

調査結果復命書における平成〇年〇月〇日付けEクリニックF医師作成の障害補償給付支給請求書(裏面)診断書においても、要旨、障害の状態について、1) 自覚症状 腰痛、左下肢のシビレ、左下肢痛、2) 他覚所見 左足趾の筋力低下。療養の経過について、平成〇年〇月〇日腰痛、左下肢痛の主訴にて来院。平成〇年〇月〇日MR I検査で腰椎椎間板ヘルニアを認めた。平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日内服薬及びリハビリテーションを施行した。平成〇年〇月〇日腰の前後屈時の疼痛及び左下肢痛を認めると記載している。

以上のことから、請求人は、本件災害以前に業務外の事由で腰椎椎間板ヘルニアにり患し、腰痛及び大腿痛のためリハビリテーション等を受けているものであり、腰部には、通常の労務には服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すものに相当する障害を有すると認められる。

(2) 一方、本件災害後の障害の状態については、請求人は、障害の状態に関する

申立書において、本件災害による負傷により、腰がズキズキいつも痛む、左下肢がしびれると主張している。

この点、G医師は、障害補償給付支給請求書裏面の診断書において、「長く立っているなどで腰痛。」と診断している。

また、H医師は、障害等級認定に関する意見書において、「強い腰椎前弯を認め屈曲・伸展で痛みを訴える。腰部に圧痛を認めるが、反射・知覚に異常はない。左足第1足指の背屈力の低下はあるが、坐骨神経伸展痛はない。」と述べている。

当審査会としては、障害等級認定時（平成〇年〇月〇日時点）における請求人主張の神経症状の程度は、本件災害の態様及び医証並びに既存障害の部位、症状及び療養経過等を総合すると既存障害の延長線上にあるものと認められ、本件災害による負傷の後遺障害とまでは認められないものと判断する。

(3) 請求人の胸腰部の運動障害の程度については、障害等級の認定に係る判断の要件（以下「認定要件」という。）に基づき、G医師作成の診断書を確認したところ、認定要件の①頸椎又は胸腰椎にせき椎圧迫骨折等を残しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの、②頸椎又は胸腰椎にせき椎固定術が行われたもの、③項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもののいずれかにより、胸腰部の可動域が参考可動域角度の1/2以下に制限されたことを裏付ける所見は認められない。また、障害認定調査実施時に診察したH医師も障害等級認定に関する意見書において、「腰椎の可動域制限は認められない。」と意見しており、当審査会としては、上記認定要件を充たしていないと判断するものであり、請求人には障害等級に該当する残存障害はないものと判断する。

3 以上のおりであるから、請求人には本件災害による負傷に基づく残存障害は認められず、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。